

議案第2号

鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則及び鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則の一部改正について

鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則及び鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則の一部改正について、別紙のとおり議決を求めます。

平成27年6月29日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

◇鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則及び鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則案の概要

- (1) 条例に規定された所掌事務、職制、休所日、行為の制限、監督及び利用の許可の取消しに係る規定を削る。
- (2) 使用料の減免の手續に係る規定を削る。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成28年4月1日とする(2)に関する事項を除き、公布日とする。

鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則及び鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

(鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の種類及び職)</p> <p>第2条 略</p> <p>(職員の分担事務)</p> <p>第3条 略</p> <p>(利用の申込み等)</p> <p>第4条 青年の家を利用しようとする者は、様式第1号による利用申込書に集団宿泊訓練又は研修の計画を記載した書面を添えて、利用しようとする日の10日前までに、<u>所長</u>に提出しなければならない。</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 青年の家においては、次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1) <u>青少年の集団宿泊訓練に関すること。</u></p> <p>(2) <u>青少年の野外活動に関すること。</u></p> <p>(3) <u>青少年及び青少年指導者の研修に関すること。</u></p> <p>(4) <u>その他青少年の健全な育成に関すること。</u></p> <p>(職制)</p> <p>第3条 青年の家に所長を置く。</p> <p>2 <u>所長の職務を補佐し、及び所長に事故がある場合はその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、青年の家に次長を置くことができる。</u></p> <p>(職員の種類及び職)</p> <p>第4条 略</p> <p>(職員の分担事務)</p> <p>第5条 略</p> <p>(休所日)</p> <p>第6条 青年の家の休所日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>月曜日</u></p> <p>(2) <u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の祝日(その日が日曜日又は土曜日である場合を除く。)</u></p> <p>(3) <u>1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日</u></p> <p>2 <u>教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休所し、又は休所日に開所することができる。</u></p> <p>(利用の申込み等)</p> <p>第7条 青年の家を利用しようとする者は、様式第1号による利用申込書に集団宿泊訓練又は研修の計画を記載した書面を添えて、利用しようとする日の10日前までに、<u>教育委員会</u>に提出しなければならない。</p>

2 所長は、青年の家の利用の許可をしたときは、様式第2号によりその申込者に通知しなければならない。

3 青年の家の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その許可に係る事項に変更が生じたときは、直ちに、その旨を所長に届け出なければならない。

（事故の発生の届出）

第5条 利用者は、青年の家の利用に際し事故が生じたときは、直ちに、その旨を所長に届け出なければならない。

（使用料の減免）

第6条 青年の家の使用料の減免を受けようとする者は、様式第3号による減免申請書を所長に提出しなければならない。

2 教育委員会は、青年の家の利用の許可をしたときは、様式第2号によりその申込者に通知しなければならない。

3 青年の家の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その許可に係る事項に変更が生じたときは、直ちに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

（行為の制限）

第8条 青年の家においては、次に掲げる行為をしてはならない。

（1）青年の家の施設設備をき損し、又はそのおそれのある行為をすること。

（2）青年の家の風紀を乱し、若しくは他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

（3）その他教育委員会が定める行為

（監督）

第9条 教育委員会は、青年の家の適正な管理運営を図るため必要があると認めるときは、利用者に対し、必要な措置を命じ、又は必要な指示をすることができる。

（利用の許可の取消し）

第10条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消すことができる。

（1）この規則の規定又はこれに基づく処分に違反したとき。

（2）許可を受けた利用目的以外に利用し、又はそのおそれがあるとき。

（3）詐欺その他不正の行為により利用の許可を受けたとき。

（4）その他青年の家の管理運営上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

（事故の発生の届出）

第11条 利用者は、青年の家の利用に際し事故が生じたときは、直ちに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

（使用料の減免）

第12条 青年の家の使用料の減免を受けようとする者は、様式第3号による減免申請書を教育委員会に提出しなければならない。

<p>(委任) 第7条 略</p> <p>様式第1号 (第4条関係) (表面) 略</p> <p>(裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><input type="checkbox"/> 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 青年の家の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用に当たっては、<u>鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例第10条の規定を遵守すること。</u></p> </div> <p>上記のとおり相違ないことを誓約します。</p> <p>注、</p> <p>1 略</p> <p>2 鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例第9条第2項第3号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。</p> <p>様式第2号 (第4条関係) 略</p> <p>様式第3号 (第6条関係) 略</p>	<p>(委任) 第13条 略</p> <p>様式第1号 (第7条関係) (表面) 略</p> <p>(裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><input type="checkbox"/> 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 青年の家の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用に当たっては、<u>鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則第9条の規定を遵守すること。</u></p> </div> <p>上記のとおり相違ないことを誓約します。</p> <p>注</p> <p>1 略</p> <p>2 鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例第5条第2項第3号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。</p> <p>様式第2号 (第7条関係) 略</p> <p>様式第3号 (第12条関係) 略</p>
--	---

第2条 鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

様式第3号を削る。

(鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則の一部改正)

第3条 鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 少年自然の家においては、次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1) 少年の集団宿泊訓練に関すること。</p> <p>(2) 少年の野外活動並びに自然観察及び自然探究</p>

(職員の種類及び職)

第2条 略

(職員の分担事務)

第3条 略

(利用の申込み等)

第4条 少年自然の家を利用しようとする者は、様式第1号による利用申込書に集団宿泊訓練又は研修の計画を記載した書面を添えて、利用しようとする日の10日前までに、所長に提出しなければならない。

2 所長は、少年自然の家の利用の許可をしたときは、様式第2号によりその申込者に通知しなければならない。

3 少年自然の家の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その許可に係る事項に変更を生じたときは、直ちに、その旨を所長に届け出なければならない。

に関すること。

(3) 少年指導者の研修に関すること。

(4) その他少年の健全な育成に関すること。

(職制)

第3条 少年自然の家に所長を置く。

2 所長の職務を補佐し、及び所長に事故がある場合はその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、少年自然の家に次長を置くことができる。

(職員の種類及び職)

第4条 略

(職員の分担事務)

第5条 略

(休所日)

第6条 少年自然の家の休所日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日（その日が日曜日又は土曜日である場合を除く。）

(3) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休所し、又は休所日に開所することができる。

(利用の申込み等)

第7条 少年自然の家を利用しようとする者は、様式第1号による利用申込書に集団宿泊訓練又は研修の計画を記載した書面を添えて、利用しようとする日の10日前までに、教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、少年自然の家の利用の許可をしたときは、様式第2号によりその申込者に通知しなければならない。

3 少年自然の家の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その許可に係る事項に変更を生じたときは、直ちに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(行為の制限)

第8条 少年自然の家においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(事故の発生の届出)

第5条 利用者は、少年自然の家の利用に際し事故が生じたときは、直ちに、その旨を所長に届け出なければならない。

(使用料の減免)

第6条 少年自然の家の使用料の減免を受けようとする者は、様式第3号による減免申請書を所長に提出しなければならない。

(委任)

第7条 略

様式第1号 (第4条関係)

(表面) 略

(裏面)

公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。

(1) 少年自然の家の施設設備をき損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2) 少年自然の家の風紀を乱し、若しくは他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

(3) その他教育委員会が定める行為

(監督)

第9条 教育委員会は、青年の家の適正な管理運営を図るため必要があると認めるときは、利用者に対し、必要な措置を命じ、又は必要な指示をすることができる。

(利用の許可の取消し)

第10条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消すことができる。

(1) この規則の規定又はこれに基づく処分に違反したとき。

(2) 許可を受けた利用目的以外に利用し、又はそのおそれがあるとき。

(3) 詐欺その他不正の行為により利用の許可を受けたとき。

(4) その他少年自然の家の管理運営上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

(事故の発生の届出)

第11条 利用者は、少年自然の家の利用に際し事故が生じたときは、直ちに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(使用料の減免)

第12条 少年自然の家の使用料の減免を受けようとする者は、様式第3号による減免申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(委任)

第13条 略

様式第1号 (第7条関係)

(表面) 略

(裏面)

公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。

少年自然の家の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。

利用に当たっては、鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例第10条の規定を遵守すること。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

注

- 1 略
- 2 鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例第9条第2項第3号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

様式第2号（第4条関係） 略

様式第3号（第6条関係） 略

少年自然の家の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。

利用に当たっては、鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則第9条の規定を遵守すること。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

注

- 1 略
- 2 鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例第5条第2項第3号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

様式第2号（第7条関係） 略

様式第3号（第12条関係） 略

第4条 鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

様式第3号を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成28年4月1日から施行する。（日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正）
- 2 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則（平成12年鳥取県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（公の意思の形成への参画に携わる職）</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5） <u>鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和52年鳥取県条例第7号）第4条の規定により置かれる所長</u></p> <p>（6） 略</p> <p>（7） 略</p>	<p>（公の意思の形成への参画に携わる職）</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5） <u>鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則（昭和52年鳥取県教育委員会規則第3号）第3条第1項の規定により置かれる所長</u></p> <p>（6） <u>鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則（昭和52年鳥取県教育委員会規則第4号）第3条第1項の規定により置かれる所長</u></p> <p>（7） 略</p> <p>（8） 略</p>

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

青少年社会教育施設（上山少年自然の家・大山青年の家）の管理運営について

社会教育課

1 鳥取県立社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については提案のとおり可決された。

(1) 提出理由

民間手法の導入等による施設運営の効率化やサービスの向上を図るため、鳥取県立青少年社会教育施設に指定管理者制度を導入する。

(2) 概要

- ① 青少年社会教育施設の管理は、指定管理者に行わせることとし、その業務の範囲及び管理の期間を定める。
- ② 指定管理者の候補者の選定基準について、青少年社会教育施設の特例を定める。
- ③ 青少年社会教育施設の所掌事務、休日、行為制限等を条例化する等の所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日

平成28年4月1日とする①を除き、公布日とする。

2 関連予算については附帯意見が附されて、提案のとおり可決された。

(1) 上山少年自然の家運営費及び大山青年の家運営費

指定管理候補者を選定する委員会を開催する経費がそれぞれに予算計上された。(増額補正)

(2) 県立青少年社会教育施設管理委託費

平成28年度から指定管理者制度を一部導入するための経費が予算計上された。(債務負担行為：3年間)

(3) 附帯意見について

平成24年度の事業棚卸しにおいて、指定管理者制度の導入も含めて、運営のあり方を抜本的に検討すべき」という評価を受けている。

この評価を受けて、教育委員会では、第三者評価委員会である青少年社会教育施設運営委員会を設置し、青少年教育施設としての機能強化、さらに生涯学習施設としての役割の追加が求められるとして、施設機能の充実や管理運営のあり方について提言を受けるなど、検討を進めてきたところである。

この提言に基づき、教育委員会では平成28年度から指導業務部分以外について指定管理制度を導入し、事務を効率化することにより、指導業務部分の充実を図ることとして、指定管理候補者選定委員会の運営費並びに施設管理委託費の債務負担行為が提案されている。

しかし、社会教育の錬成に加えて生涯学習を提供する施設機能の充実を目指すためには、質の高い体験プログラムの開発・実施や、それを担う指導員の拡充が必要である。従って、年間研修生を2名とし、通年で4人役の指導員体制として、指導員の体制整備強化について早急に検討することが肝要であると認識する。

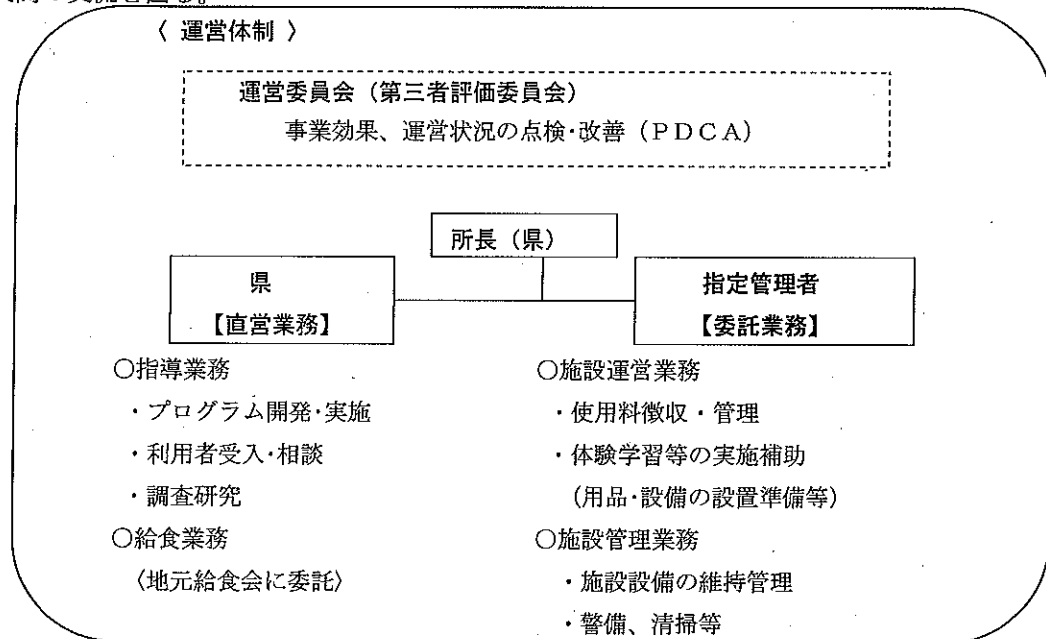
3 今後の予定

平成27年7月	指定管理候補者審査委員会県民委員の公募 指定管理候補者審査委員会開催（募集要項審査）
平成27年8月～9月	指定管理候補者の公募、現地説明会開催
平成27年9月	指定管理候補者審査委員会開催（候補者の決定）
平成27年11月議会	指定管理候補者審査委員会の審査報告、指定議案提出
平成28年1月	指定告示、
平成28年2月議会	関連予算案提出
平成28年2月～3月	協定締結、業務引継
平成28年4月～	指定管理者による施設管理

別添資料 2 (参考)

1 指定管理者制度の一部導入について (平成 28 年度から)

- (1) 指導業務部門は県直営の継続・強化
- ・指導に関するノウハウを活かす
 - ・現代の子どもたちに見られる現代的な課題や、学校だけでは解決できない課題を拾い上げ対応する。
 - ・教員である指導員は、学校現場に戻ったあとも経験を活かし学校運営に資する。
- (2) 指導業務部門以外は指定管理者制度を導入
- ・現在、外部委託している業務を一括して委託できる。
 - ・建物管理など、専門的なノウハウを取り入れた管理が期待できる。
- (3) 県と指定管理者が連携して
- ・大学、NPO、民間企業等のノウハウを活用した多彩なプログラムを開発する。
 - ・多彩なプログラムの実施や、それに必要とされる高校生や一般ボランティアの育成を通じて、世代間の交流を図る。



2 検討の経緯

(1) 平成 24 年度事業棚卸し

〈評価結果〉社会教育施設なのか、生涯教育施設なのかを明確にした上で、指定管理者制度の導入を含めて、運営のあり方を抜本的に検討すべきである。

(2) 運営委員会 (H25~附属機関として常設)・・・県議会常任委員会に適宜、報告説明している。

①施設の使命 (ミッション) の再確認・見直しについて

- ・青少年のおかれた現状、社会環境の変化を踏まえ、積極的に事業の視野の拡大と拡充を図る。
- ・青少年の体験活動の機会を増やすため、保護者、地域住民が体験活動への関心や理解を高める。
- ・教育施設としての専門性を堅持しつつ、生涯学習施設の一翼を担うため、地域と関わりながら少子高齢化に対応する役割が求められる。

②施設の管理運営の在り方について (施設の目指すべき方向性と適切な評価の実施)

〈事業の方向性〉

- 青少年教育施設としての機能強化
 - ・中核施設としての機能の整備充実
 - ・次代の青少年の夢を育み、成長と自立を励ます施設
 - ・現代的課題に対応した新プログラム開発・検証への重点的取組

- 生涯学習施設としての役割の明確化、機能強化
 - ・幅広い年齢層における利用者増
(就学前教育から成人・高齢者層まで含めた利用拡大の取組)
 - ・青少年教育を通じた世代間交流の促進
 - ・広報機能の向上、積極的な情報提供

〈新たな視点に立った管理運営〉

- ・中核的機能である指導業務部門については過去の蓄積やノウハウを活かした運営方法を継続すべき。
- ・情報発信機能の充実や施設運営の効率化に向けて、民間等の活力を引き出す運営手法も検討すべき。

